

保護者の皆様へ

名張市教育委員会

「令和6年度就学援助制度」について(お知らせ)

教育委員会では、経済的な理由により義務教育の費用にお困りの家庭に対し、学用品費、給食費、修学旅行費等の援助を行っています。

令和6年度に援助を希望される方は、通学されている学校に申し出てください。就学援助を受けられるかどうかは、申請をいただいた後、審査を行い決定のうえ学校を通じてお知らせします。

記

1. 次のご家庭の児童・生徒の方が対象になります。

(今回は、在学生の申請です。今年の4月に小中学校の**新1年生になるお子様については4月に改めてお知らせを配布します**ので、新1年生の方についてはその時点で別途申請してください。)

- ・児童扶養手当を受給している世帯
- ・前年度(令和5年度)または本年度(令和6年度)に市民税が非課税である世帯
- ・前年(令和5年)の所得税が非課税である世帯
- ・前年度(令和5年度)又は本年度(令和6年度)に生活保護が停止又は廃止になった世帯
- ・前年度(令和5年度)に市民税、固定資産税、個人事業税、国民年金保険料又は国民健康保険税が減免又は免除されている世帯
- ・生活福祉資金の貸与を受けている世帯
- ・失業対策事業適格者手帳を有するまたは公共職業安定所に登録した日雇労働者の世帯
- ・前年の世帯の所得が、生活保護基準の1.2倍以内である世帯

<めやす>

家族構成(年齢)	世帯の合計収入金額のめやす※
2人(32・8歳)	260万円以下
3人(36・32・7歳)	285万円以下
4人(36・32・9・5歳)	310万円以下
5人(43・38・14・10・8歳)	380万円以下

※合計収入金額とは、年間収入金額から所得税額・社会保険料・生命保険料・地震保険料を差し引いた金額です。

なお、年齢の違い等で生活保護基準は変わってきますので、あくまでめやすとして申請の参考にしてください。

※平成25年8月1日に生活保護基準の引き下げがありましたが、引き下げ前の生活保護基準にて測定します。

- ・その他経済的に児童生徒の就学に支障のある世帯

2. 申請手続き

- ・学校または名張市教育委員会 教育総務室(市役所3階)で申請用紙をお受け取りください。
- ・申請用紙に必要事項を記入し、**申請書に必要書類を添付の上**、学校へ提出してください。

学校への申請書提出期日(期限厳守でお願いします。) 令和6年2月26日(月曜日)

- * 年度途中でも随時就学援助の申請を受け付けますが、申請の翌月から開始となり、援助金額は月割となります。
- * **令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)に就学援助を受けている方で、引き続き希望される場合も申請が必要です。**

なお、詳しいことは、お気軽に学校または教育委員会までお尋ねください。

事務担当:名張市教育委員会 教育総務室 Tel.0595-63-7873